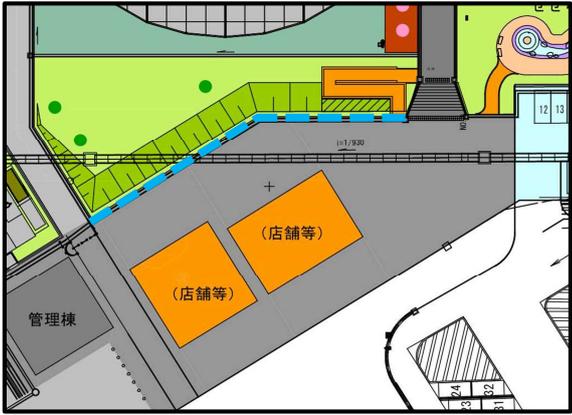
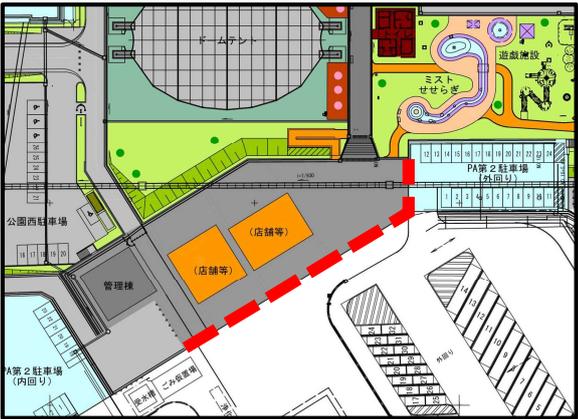


もとまるパーク整備運営事業 質問の回答（8月29日公表分）

	質問	回答
1	<p>施設に必要なインフラ（電気、通信、ガス、上下水道等）は認定計画提出者の負担とあり、また既存施設のインフラから接続しても支障ない場合市と協議して接続するとありますが、現時点で管理棟等からの分岐が可能なインフラはありますか。</p>	<p>・電気...管理棟に設置する分電盤から分岐可能です。子メーターを設置し使用料を区分してください。</p> <p>・通信...個別に引き込みを行ってください。</p> <p>・ガス...個別にプロパンガスを使用してください。</p> <p>・水道...Park-PFI 事業区域内に上水道管（45、70）を敷設しているためそこから公募対象公園施設に引込みが可能です。</p> <p>なお、いずれも各インフラ事業者との調整を行ってください。</p>
2	<p>公募対象公園施設のインフラ（通信など）は管理棟から接続しても良いでしょうか？ 電柱の場所等通信の接続箇所について教えていただきたいです。</p>	<p>インフラの接続については、質問1をご参照ください。</p> <p>なお、通信の電柱の位置は別途資料を提供しますのでご連絡ください。</p>
3	<p>浄化槽の設置が必要とありますが、公募対象公園施設も一公園施設であり、飲食店・店舗の処理対象人員も移動人員として扱うことはできませんか。</p>	<p>公募対象公園施設の排水を適切に処理できるよう認定計画提出者が浄化槽を設置してください。</p>
4	<p>浄化槽の排水先は Park-PFI 事業区域の北端に設置している側溝とあるが具体的にどこの部分を指していますか？ 図面上、管理棟のさらに下部の P A 部分の浄化槽、ごみ置場の管理は今回の業務対象外でしょうか？</p>	<p>排水先は下図の破線部の排水路としてください。</p> <p>また、P A 部分の浄化槽、ごみ置場の管理は本公園の区域外であり対象外です。</p>  <p>The diagram is a site plan showing a management building (管理棟) on the left, two shops (店舗等) in the center, and a drainage path (破線部) leading to a treatment tank area on the right. The drainage path is indicated by a blue dashed line. The treatment tank area is located near a road and a building labeled '12 13'. The diagram also shows a parking area and a playground area.</p>

もとまるパーク整備運営事業 質問の回答（8月29日公表分）

	質問	回答
5	<p>公募対象公園施設の建築に係る確認申請等について</p> <p>(1) 建築物の確認申請に際して、敷地は管理棟と同一敷地ですか。また敷地の形状、接道方法及び浄化槽の放流先（位置）を教えてください。</p> <p>(2) 浄化槽の設置に関して、管理棟と同一敷地の場合、確認申請上増設は認められますか。</p> <p>(3) 建築物の建築が都市計画法上適合であることの書面等は確認申請に添付が必要ですか。</p>	<p>・回答(1)、(2)</p> <p>公募対象公園施設の具体的な計画により判断されますが、用途上可分なものとして確認申請を行い、認定計画提出者が浄化槽を設置してください。敷地の形状等については別途参考資料を提供しますのでご連絡ください。</p> <p>浄化槽の放流先は、質問4をご参照ください。</p> <p>・回答(3)</p> <p>本件での適合証明の必要の有無については、確認申請時に指定確認審査機関に確認してください。</p>
6	<p>PA側にある建築物の施設内容を教えてください。また、PA側の駐車場の利用台数、利用者数の見込みが分かれば教えてください。</p>	<p>PAにはトイレが設置されるほか、電気室、ごみ仮置場等の管理用施設が設置される予定です。</p> <p>PAの利用台数については、8月18日公表分の回答をご参照ください。</p>
7	<p>PA第2駐車場等からの高速道路利用者の公園への想定される動線を示してください。</p>	<p>（仮称）本巢PAの（第2駐車場含む。）高速道路利用者の出入りが可能な範囲は、下図の破線部の範囲です。</p> <p>第2駐車場の内回りからは第1駐車場を経由して出入り可能です。</p> 
8	<p>営業時間は特に制限はないとのことだが、変更も指定管理者の方で自由なのでしょうか？例えばイベント開催時など。また、夜間営業について触れておりますが、具体的に何時からを夜間とされていますか？</p>	<p>公園の利用は24時間可能です。夜間営業の具体的な基準はありませんが、現在は夜間の照明を21時までとしています。イベントの実施等によりこれ以降の照明の点灯時間の延長等が必要である場合は、協議により可否を判断するものとします。</p>

もとまるパーク整備運営事業 質問の回答（8月29日公表分）

	質問	回答
9	開園時間は24時間とのことだが、管理棟部分には24時間人を駐在させる必要がありますか？	管理棟への職員の駐在は24時間体制とする必要はありません。ただし、駐在していない時間の施設破損等の緊急時の対応については、24時間365日の体制で対応してください。 なお、管理棟には機械警備の導入を検討中です。
10	公園内の調整池、耐震性貯水槽及び防災備蓄倉庫について「もとまるパーク指定管理仕様書」が定められていませんが、これらは指定管理の対象ではないのですか。また、鍵の管理も不要ですか。	調整池については、臨時駐車場として利用することから仕様書1管理業務仕様書に定める日常業務の対象です。雨天時の運用等を含め適切に管理してください。 耐震性貯水槽及び防災備蓄倉庫は市で管理するため指定管理の対象外です。ただし、鍵の保管についてはお願いすることになります。
11	火気を利用したイベントなどは可能でしょうか？例えばBBQなど。	市立公園条例により指定する場所以外での火気の使用は禁止しています。可否については具体的な場所・方法等の協議により判断します。
12	各提案書に付属させる図面に関しては基本設計だけということではよろしいでしょうか？実施設計（詳細設計）まで必要になりますか？	建築物の概略が把握できるよう各階平面図、立面図、断面図、イメージパース等の提出を求めるものです。実施設計までの提出を求めるものではありません。
13	別表に記されている金額の考え方として1件というのはどういうとらえ方をすればよろしいのでしょうか？例えば1つのイベントに対して物販販売などが多数行われるようなことはどのようにとらえたらよいか。1イベントとして1件でよいのか、1イベントにプラスして物品販売が別に1件ずつ発生するのか。	イベントに対して5,000円と出店数×1,000円が必要です。 例）音楽イベント実施の際に物品販売を行うキッチンカーを5台出店する場合 5,000円 + 1,000円 × 5台 = 10,000円（消費税別）
14	現在公園内に設置されている自販機の状況を教えてください。	市民からの要望が多かったことから、8月中旬に設置しました。この自販機の設置は令和6年3月31日までであり、今年度内に撤去されます。